

少子高齢時代の墓を考える

～ 継承者不在と墓の多様化～

第三特別調査室 こばやし みつえ
小林 美津江

《 要 旨 》

- ・我が国の死亡数は2003年に100万人を超え、2040年には約166万3千人のピークを迎えると推計されている。また、全死亡数に占める80歳以上の割合も1960年の16.2%から2006年には49.8%となるなど増加傾向にある。
- ・明治民法下では「家」制度が存在し祖先祭祀は家督相続とされた。戦後の民法改正により「家」制度は廃止され、祖先祭祀は慣習に従い承継されることとなったが、核家族化の進行により、家族の役割遂行よりも個人の自己実現を重視する「家族の個人化」が進んだ。
- ・高度経済成長に伴う都市への人口移動は都市の過密・地方の過疎をもたらしたが、1970～1980年代には、都市における墓需要の増大及び地方における継承者のいない無縁墓が問題となってきた。1990年以降は、少子高齢化の進展、家族の多様化により都市においても継承者不在問題が深刻化するとともに、「家族の個人化」により葬送の方法を自己決定する例が顕著になってきた。
- ・継承者を必要とせず寺院・墓地管理者が永代供養を行う墓として、壁型墓地、合葬式墓地、納骨堂等多様な形態の墓が供給されているほか、死後の住みかを共にする仲間作りを進める共同墓、自然に還りたいという要請等から生まれた樹木葬、散骨等、葬送の多様化が進んでいる。
- ・若い世代ほど墓を「個人や先祖をまつる場所」ではなく「遺骨をおさめる場所」と考えており、将来的には、直系家族ではない「個人単位での葬送」や「合葬式の墓」が増加するとともに、必ずしも「墓石を必要としない」という流れも強まると考えられる。
- ・終末期の希望を医療機関に伝えることから死後の身辺整理までを家族に代わって行う社会サービスやシステムが求められており、こうしたサービスが高齢者福祉政策と連携して提供されるためのネットワーク（人間関係）が必要である。

1. はじめに

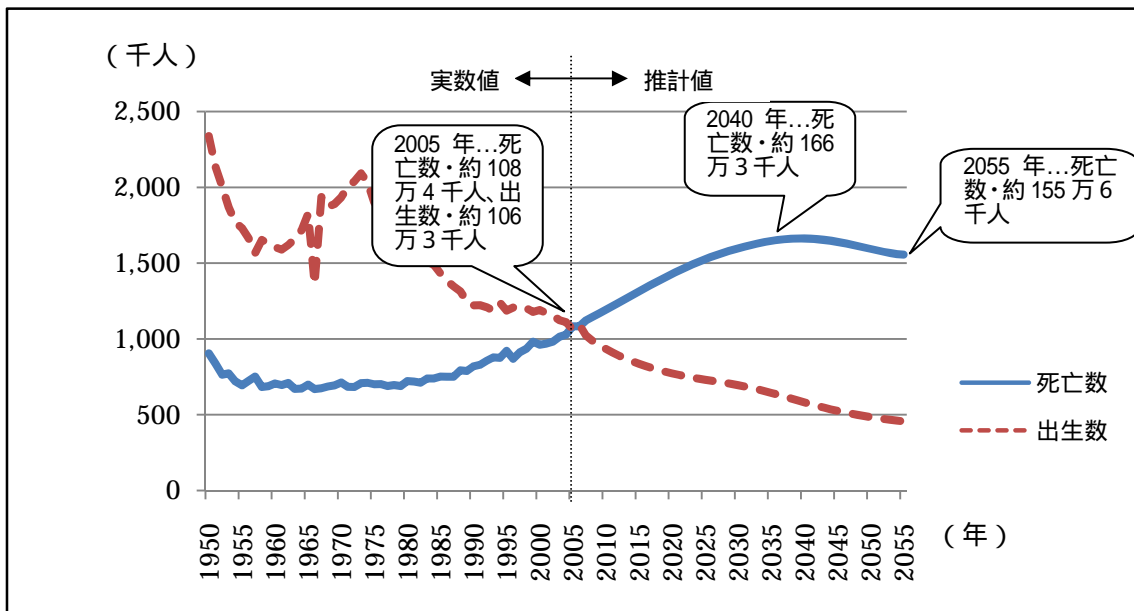
少子高齢化の進行する我が国においては、2005年に死亡数（約108万4千人）が出生数（約106万3千人）を逆転した。2006年には再度逆転したものの、それ以降、出生数が減少し続けるのに対し、死亡数は急増することが予測されている（図1）。その結果、死亡数の増加に伴う墓需要の増加が見込まれる一方、墓の継承者がいないという問題が深刻化し

てこよう。

『墓地、埋葬等に関する法律』（昭和23年5月31日法律第48号）（以下「墓地埋葬法」という。）は、墓地や埋葬を宗教的問題から離れ、主に公衆衛生の観点から規制するものである¹。死者の埋葬、墓地の管理・継承は「家」が行う私的行為であると考えられており²、「家」を継承するためには、長男がいない場合に養子を迎えることすら行われていた。

しかし、戦後の民法改正による「家」制度の廃止、高度経済成長期以降の核家族化に加え、非婚化、離婚率の上昇等により家族は多様化し、直系の家墓を代々継承していくという価値観・文化は崩れ始めている。家族による継承を前提とした墓制度の維持が困難になってきており、家族が祖先祭祀の役割を果たせなくなったとしても、死者の尊厳を守り、死者が安らかに眠ることのできるような墓の在り方が模索され始めている。

図1 死亡・出生数の推移と将来推計



（出所）1950～2006年は、『人口動態統計』（厚生労働省）による実数値（ただし、1950～1972年は沖縄県を含まない）2007年以降は、『日本の将来推計人口（平成18（2006）年12月中位推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）による推計値。

2. 死をめぐる現状

（1）増加する高齢死亡者

今後、我が国の死亡数は増加傾向にある。厚生労働省の「人口動態統計」によれば、死亡数は2003年に100万人を超え、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば³、2040年に約166万3千人のピークを迎え、その後は遞減傾向にあるものの、2055年においても155万人台となっている（図1）。

また、我が国の平均寿命は、戦後の栄養状態の改善や医療技術の進歩等により飛躍的に伸び、厚生労働省の「日本人の平均余命 平成19年簡易生命表」によれば、男性79.19

歳、女性 85.99 歳であり、2 年連続して過去最高となった。

世界一の長寿国である我が国においては、全死亡者に占める高齢者の割合が増加しており、80(65)歳以上の死亡者は、1960 年には 16.2(52.1)%であったが、2006 年には 49.8(82.6)%にまで増加している⁴。

つまり、今後の我が国においては、死亡数の増加だけではなく死亡者の高齢化も進むのである。

(2) 死についての自己決定

高齢者の死亡の増加は天寿を全うする者の増加でもあり、死は受容しやすいものとなりつつある。長期間の療養・介護の末に迎える死も多く、故人が苦しみから解放されることで、悲しみよりも「ほっとした」という気持ちを抱く遺族も多いという。

人々にとって、死に対するイメージは様々であろうが、第一生命経済研究所の調査によれば⁵、「死ぬことを心配しても仕方ないと思う」(そう思う 51.8%、どちらかといえばそう思う 31.4%)、「人間の生き死には運命だ」(そう思う 41.7%、どちらかといえばそう思う 34.8%)と死を受け入れる一方、「苦しんで死ぬのは怖い」(そう思う 46.9%、どちらかといえばそう思う 34.2%)と死に至る不安や恐れが強いことがうかがえる。

近年、病院で亡くなる者の割合は増加の一途をたどっており、平成 18(2006)年には全死亡数の 82.3%が病院及び診療所で亡くなっている⁶。医療技術の進歩は、平均寿命の伸長をもたらした一方、病状の回復の見込みがない終末期においても過剰な治療や延命措置を行うなど、死を他人に管理されたものに変えてしまった。

こうした中で、自分らしい最期を遂げるために、あるいは家族に過度な負担をかけないために、無駄な延命治療はせず自然な死を迎えたいと希望する人は増えており、生前にその意思を伝えるため「リビング・ウィル」に署名する者は 12 万人に上る⁷。

平均寿命が延び、高齢期が長期化する現在では、延命措置等の医療行為の選択も含め終末期をどのように過ごすかは重要な関心事であり、その延長に葬送の在り方も位置付けられよう。死は誰にとっても避けられないものである。一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増え、「死後のことは家族に任せておけば安心」とはなりにくいことも事実であり、自分らしい最期を迎えるために、生前から墓を購入し、遺影を準備し、葬式の段取りを決めておくなどの準備をする者も増えている。

3. 家族の変容

(1) 「家」制度の廃止

明治民法に規定された、家長である戸主を中心とする「家」制度は、戸主が家の統率者として家族の扶養義務を負った。戸主の地位は財産権と共に家督相続として継承されたが、明治民法第 987 条は「系譜、祭具及ヒ墳墓ノ所有権八家督相続ノ特権ニ属ス」と規定し、祖先を祀ることや墓は「家」によって継承されるべきものとの観念が作られた。つまり祖先祭祀は継承性を前提とする「家」意識強化の手段でもあったのである。

昭和 22(1947)年の戦後民法改正において、個人の尊厳と両性の本質的平等を定めた現

行日本国憲法に合致しない「家」制度は廃止され、継承を前提としない夫婦を単位とする家族制度に改められた。しかしながら、財産については兄弟姉妹が均等に相続をすることが原則とされたものの、祖先祭祀については第 897 条において「系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する」とされた。

(2) 核家族化の進行

1960 年代からの高度経済成長期において地方から都市への人口移動が進んだ。地方から多くの次男・三男が労働力として都会に流入し、これらの人々が結婚し所帯を持つことで親と同居しない核家族化が進行した。

夫婦を単位とした家族では家の継続性という意識は希薄になる。なぜなら、いずれ子どもは親元から独立し別の家族を作るからであり、戸籍の上でも男女の結婚により新たに作られた戸籍は双方の死により除籍簿に移行され一代限りで消滅するのである。

それでも 1980 年代前半までは、墓の継承はさほど変化を見せていなかった。長男は家を継ぎ両親の面倒を見るとともに墓を継承した。女性は結婚すれば夫の氏を名乗り、特に長男と結婚した場合には、嫁としての役割を期待され、死後は夫の家の墓に入った。

しかし、高度経済成長期に都市に移動した子世代が自分の墓を考える 1990 年以降、故郷ではなく自分の生活圏に墓を設けるなどの変化が生じ始めた。また、少子化の影響により、1 家族当たりの子ども数は 1 人か 2 人となり、結婚した夫婦 1 組で両家の墓の継承をしなくてはならないという事態も生じている。

(3) 家族の個人化

核家族化により、家の継承性よりも「個」を重視する意識が強くなる。同じ家族であっても生活様式や行動様式が異なり、家族の役割遂行よりも個人の自己実現が重要となる⁸。さらに現在では、価値観やライフスタイルの多様化から、事実婚の夫婦、結婚をしても子を持たない夫婦、結婚をしない者、離婚をしてシングルになった者も増えている。

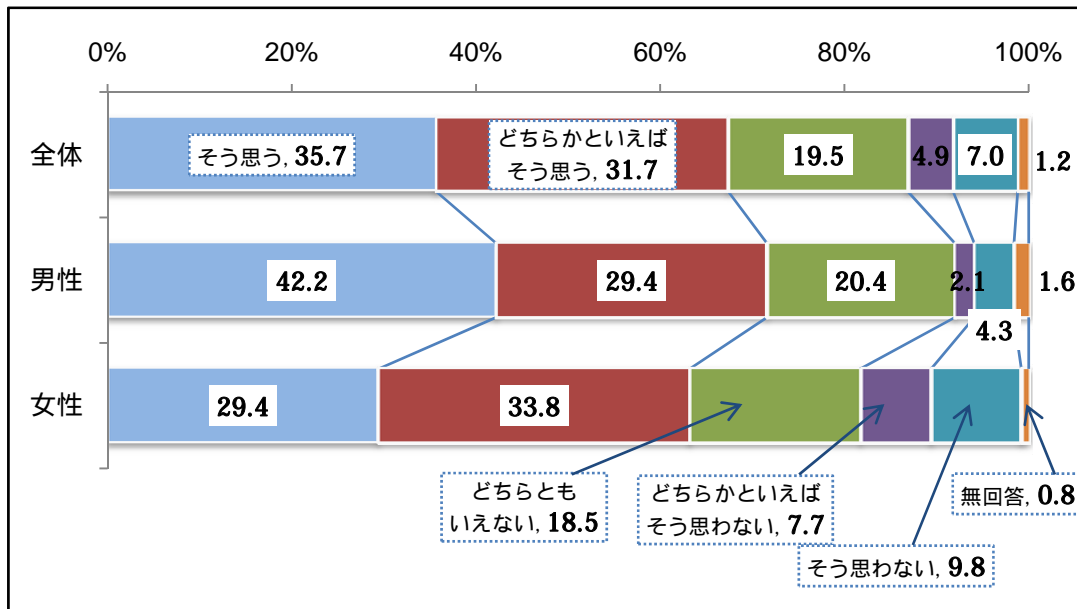
このような家族観の変化を「家族の個人化」と呼ぶが、このような考え方の変化は、特に女性を中心に、墓に対する意識にも強い影響を及ぼしている⁹。

第一生命経済研究所の「墓に関する意識調査」(2005 年 1 月)によれば、「夫婦は同じお墓に入るべきである」という考えについて、肯定派は 67.4% (そう思う 35.7% + どちらかといえばそう思う 31.7%) と多いものの、「どちらともいえない」とする者も 19.5% と少なくない割合を示している。性別で見ると、女性の場合、否定派が 17.5% (どちらかといえばそう思わない 7.7% + そう思わない 9.8%) を占め、男性の 6.4% (どちらかといえばそう思わない 2.1% + そう思わない 4.3%) に比べ、10 ポイント以上の開きがある(図 2)。

また、「先祖の墓を守り供養するのは子孫の義務である」という考えについては、75.7% が肯定的(そう思う 39.7% + どちらかといえばそう思う 36.0%)であるが、性別で見ると、女性では積極的に「そう思う」とする者は 29.9% しかおらず、男性の 49.6% に比べ、20 ポイント近くの開きがある(図 3)。

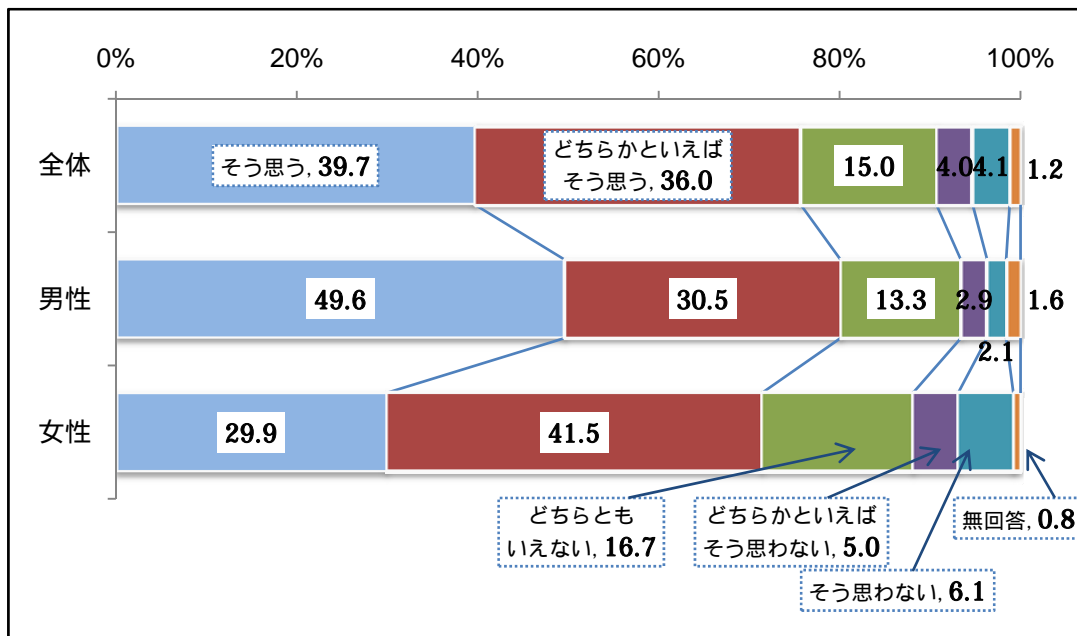
現在、個人の多様な生き方や家族の多様性を認める一方、家族が機能不全に陥っているとの指摘もみられる。死の看取りや祖先祭祀は家族の機能から切り離され、死はますます個人的なものとなっていくのであろうか。

図2 「夫婦は同じお墓に入るべきである」という考えについて



(出所)『墓に関する意識調査』(2005.1)(第一生命経済研究所)

図3 「先祖の墓を守り供養するのは子孫の義務である」という考えについて



(出所)『墓に関する意識調査』(2005.1)(第一生命経済研究所)

4. 墓をめぐる現状

(1) 顕在化する墓問題と経済的背景

高度経済成長に伴う都市への人口移動は都市の過密化と地方の過疎化をもたらした。1970～1980年代、都市においては、人口増加・核家族世帯の増加により墓地需要が増大し、一方、地方においては、人口移動により継承者のいない墓が増加し無縁墓となるなどの問題が顕在化した。

1990年以降、少子高齢化の進展、非婚化、離婚率の上昇等による家族の多様化により、都市においても墓の継承者がいないという問題がより深刻化してきた。また、「家族の個人化」という家族観の変化は、たとえ継承可能な子がいたとしても、「子どもに迷惑をかけたくない」との思いから生前自ら墓を購入したり、「私らしい最期」という自己実現欲求から、デザイン性のある墓石の個人墓を建設するなど、葬送の方法を自己決定する例が顕著になってきた。

こうした変化の背景には、実は経済的な問題も存在する。少子高齢社会では、夫婦2人で4人の親を看取ったり、単身者が2人の親を看取る状況にもなり、葬式や墓に多額の費用を掛けることが困難になってきているのである。東京都の調査によれば、お墓を求める場合に重視する点として、1位は霊園へのアクセス(76.0%)であるが、2位は墓所の価格(71.9%)、3位は維持・管理経費(65.3%)となっている¹⁰。

墓を建設する際には、大きく分けて永代使用料、墓石代、管理費が必要となる(寺院墓地の場合、このほかに檀家としての経費がかかる)。永代使用料は土地の使用権を得るための費用であり、管理費は墓地の共有部分の清掃や管理を行うための費用であるが、東京都内の民営墓地の場合、永代使用料と墓石代の合計で200～500万円が相場と言われている。ちなみに、平成20(2008)年の墓石購入価格は、100万円以上200万円未満が45.6%、次いで50万円以上100万円未満21.5%、200万円以上300万円未満20.9%となっており、全国平均は176.3万円である¹¹。

(2) 無縁墓の改葬と墓所の有期限化

過疎化が進行した地域では、世帯数の減少や跡継ぎ世帯の流出により、無縁墓の増加が進んでいる。墓の継承者不在問題は、地方に限らず、夫婦2人及び単独世帯数の増加が予測されることから今後更に深刻化すると考えられ、このことは将来にわたる無縁墓の増加を意味する。

無縁墓については、平成11(1999)年に行われた『墓地、埋葬等に関する法律施行規則』(昭和23年7月13日厚生省令第24号)改正により、改葬手続の簡素化が図られた¹²。

これにより、墓地経営上の観点からは、無縁墓を整理し墓地の造成・区画整理や納骨堂の建設を行うことで墓地供給を増加することが容易となった。特に、都市の公営墓地においては、無縁墓の整理が行われ再貸付け可能な土地は確保されてきている。墓不足が懸念される都市においては、無縁墓の整理・改葬により、墓所の再貸付けを促進し循環利用を図ることが必要である。また、従来、墓所は永代使用の権利を購入するものであるが、使用期限を設定することで、無縁化を防ぎ、回転率を高める工夫が求められる¹³。

また、過疎化が進む地方においては、無縁墓が放置されたまま管理の行き届かない墓地や、寺院の継承者不在による墓地の無縁化といった問題が生じている。こうした状況回避のために村営の納骨堂が作られるケースもあるが、将来的には村の存続自体が危ぶまれかねない地域もあるなど問題は深刻である。

(3) 多様化する墓とその課題

ア 継承者を必要としない墓¹⁴

1980年代ごろから、独身者や子どものいない夫婦等墓の継承者のいない人々の存在が社会的に注目されてきた。なぜなら当初は、継承者がいなければ、あるいは遺骨がなければ墓を売らない寺院や霊園が多かったのである。そこで、こうした人々の受皿として、家族による継承を前提としない新しい形態の墓が誕生した。

昭和60(1985)年、比叡山延暦寺が教宗派を問わず、継承者を必要としない「久遠墓地」を販売した。同墓地には、個人墓、夫婦墓のほか、3～4名の納骨が可能な墓もある。墓地永代使用权に石碑代・永代供養料・永代管理料・法要諸費用等を一括納付することにより、比叡山延暦寺大霊園が墓地・石碑等の管理清掃を行い無縁仏にならないことが約束されるという。

継承者を必要とせず、寺院・墓地管理者が永代供養を行うこの種の墓は、生前に申し込むのが一般的である。久遠墓地のように従来型の墓石を建てるもののほか、板状の墓石を壁状に設置し墓地区画を節約する壁型墓地、ロッカー式墓地、合葬式墓地、納骨堂等の形態もある。特に都市においては増大する墓需要にこたえるため低価格な省スペース型の墓が多く供給されているが、その背景には供給側の事情として、継続的な管理費等の収入が期待できないことから販売数を増やす必要性も考えられる。

ちなみに、これまでも家墓の永続性が前提となっていたものの、例外的に、継承者が絶える家の者が寺院に布施をし、33回忌までの甲い上げを依頼することは行われてきた。この場合、一定期間の経過後墓は片付けられ遺骨は境内の無縁塚等に合祀された。また、何らかの事情により継承者が絶えた場合にも、事実上永代使用权は消滅し、墓は「無縁」として改葬される。これらの背景には祖先祭祀は家族にゆだねられるものという考え方があるが、家族以外の者が祭祀を行うことを前提とする墓の登場は、大きな発想の転換であると言えよう。

現在、永代供養については、法的な基準がなく、供養期間は墓地の経営主体によって異なる。さらに、墓地の経営主体については、墓地の永続性の観点から、営利企業はふさわしくないとの国の行政方針が提示されているものの、営利企業が経営の実権を握る宗教法人による名義貸しの事例等が指摘されている。さらに、過疎地域等では寺院もまた継承者不在という問題を抱えるなど、墓地の永続性や永代供養の実行可能性には疑問が残る場合もある。契約の際には、永代供養の期間のみならず、墓地の管理についての適正な管理費の設定及び内容の明確化等、墓地経営に関する情報の開示を求めることが必要である。

なお、公営墓地においても継承者を必要としない墓への需要増大を受け、供給が行

われ始めた。東京都立霊園においては、平成3(1991)年度に壁型墓地、平成5(1993)年度に大型の納骨堂である長期収蔵施設、平成10(1998)年度には合葬式墓地の供給が行われており、現在では、最終的に共同合祀を行う継承不要な墓が供給の中心となっている¹⁵。

イ 共同墓

継承者を必要としない墓の一つとして、地縁・血縁を超えた人々と共に入る共同墓があり、その代表例が、平成2(1990)年に発足した東京・もやいの会の「もやいの碑」である。「もやい」とは、船と船をつなぎ合わせる、寄り合って共同でことに当たる、という意味である。この世に生を受けた人々が、性、門地、財産、職業、人種、民族を越えて生前及び死後の世界において有縁になろうと呼びかけている¹⁶。月例会が開かれニュースレターの発行やサークル活動等を通じた交流により、ある種の共同体意識が生まれている。

このほか、同時期に建てられた、新潟・妙光寺の「安穩廟」、京都・常寂光寺・女の碑の会の納骨堂「志縁廟」、東京・東長寺・縁の会の「水の苑」等が知られている。いずれも、生前から「死後の住みかを共にする仲間」作りを進め、家族に代わって墓を守り供養していく会員制の組織である。

共同墓の場合、男性よりも女性の入会者が多い。もやいの会では女性会員が男性の約2倍、東長寺・縁の会では入会者の6割が女性で、単身入会者の8割が女性ということである。単身者(未婚者、離婚者)の場合、男性は実家の墓に引き取られやすいが、女性には嫁いで他家の人間となるべきという旧来の「家」意識から実家の墓には入りにくい状況がある。また、子どもがいない者に加え、子どもがいたとしても娘のみで墓の継承を期待できない者の申込みが増えており、最近では息子がいたとしても、会の趣旨に賛同したり、何らかの事情により息子には頼れないなどの理由からの申込みもある¹⁷。

一番の課題は、単身者が多いことから、遺骨の引取りであるという。もやいの会では「遺骨引取り証書」「もやいの碑埋蔵承諾書」に事前登録して、引取りを会の事務局に依頼できる。女の碑の会では、遺骨引取りのための志縁便基金があり、交通費と納骨の際の法要費用等寺への諸経費の支払手続をすれば、同基金の世話人会が遺骨を迎えに行くことになっている¹⁸。

ウ 樹木葬

我が国で初めて樹木葬が行われたのは、平成11(1999)年11月、岩手県一関市の祥雲寺においてであるが、墓地として許可された里山の雑木林の中に、土の中に直接遺骨を埋め、目印として山ツツジ等の花木等を植える新しい形態の葬法である。コンクリート等の人工物を用いず墓地とすることで、墓地造成による自然破壊を防ぎ、里山を再生することが可能となるとの発想から生まれた。里山再生活動を主眼とするものとしては千葉県袖ヶ浦市の真光寺、山口県萩市の宝宗寺が知られている。

近年の環境保全意識の高まりに加え、自然に還りたいという人々の要請等から注目を集めているが、墓地埋葬法は、埋葬と焼骨の埋蔵を許可を受けた墓地以外の場所に行うことを禁止しているため、寺院の敷地の一角を樹木葬専用墓地としている事例が主流である。また、宗教・宗派を問わずに、あるいは継承者がいなくても申込みができるところが多い¹⁹。墓石の代わりに樹木を植えるもののほか、大きな記念樹の周りに遺骨を合葬する形態もあり、その方法は場所や団体等によって様々である。

東京都公園審議会の「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について（答申）」（平成20年2月）においては、「墓所としての集約性とともに、都市における良好な緑の形成に役立つなど、環境保全に寄与する側面を有することも認められる。景観的にもすぐれ、人々に安らぎをあたえるこの墓所形態は、都立霊園への導入が期待される」とされ、導入に当たっての留意点として、(a)周辺住民の感情への配慮、(b)遺骨が土に還る期間の調査検討、(c)厳かな雰囲気と良好な緑を保つ質の高い管理、の3点が挙げられている。東京都は平成21(2009)年度以降、導入に向けての影響調査を開始する予定であるが、これが契機となり、今後、樹木葬の形態は増加することが予測される。

エ 散骨

散骨とは、細かく砕いた遺骨を海や山に撒く葬法であり、鄧小平、マリア・カラス、ジャック・マイヨールなどが散骨された人物として知られている。

平成3(1991)年2月に「葬送の自由をすすめる会」が発足し²⁰、同年10月には神奈川県三浦半島沖の相模灘において散骨が実施されたことから、社会的に関心を集めることとなった。それまで「遺骨を撒くことはいけないこと」という社会通念があったが、これにより散骨の認知度は高まり、葬送の選択肢の一つとしてとらえられるようになった。現在はインターネットで検索すれば簡単に散骨業者を見つけることができ、海外への散骨ツアーも実施されている。平成20(2008)年8月には、島根県・隠岐諸島にある無人島が散骨所として整備され話題となった²¹。

「墓地に関する意識調査」(平成9年度厚生科学特別研究事業)によれば、容認派は74.6%(積極的に認めるべき5.6%+本人の希望があれば認めてもよい69.0%)(否定派19.4%)に上り、その7年前に総理府が行った「墓地に関する世論調査」の容認派21.9%(否定派56.7%)と比べ、飛躍的に理解が深まっていると言える(図4)。

ところで、墓地埋葬法は、もともと散骨が行われることを想定していないことから散骨を明示的に禁止しておらず、散骨は法律の対象外と解釈することもできる。散骨が刑法第190条の規定する遺骨遺棄罪に該当するか否かが問題となるが、法務省は非公式ながら、散骨が節度をもって行われる限り違法性はない旨の見解を示している。

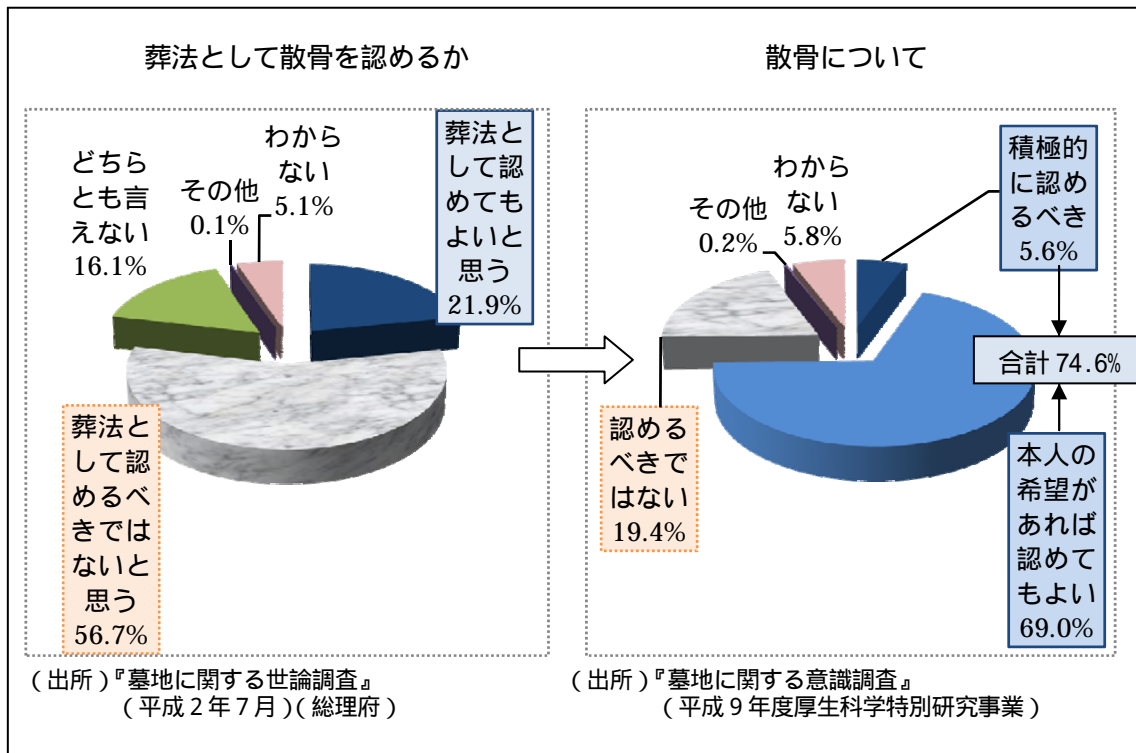
しかしながら、平成6(1994)年には、東京都所有の水源林の区域に散骨が実施されたことに対し地域住民から苦情が出され、地元市町村から東京都に対して散骨を容認しないことを求める要請書が提出されたり、北海道長沼町においては、「散骨方式」の樹木葬を行う公園(法律上許可された墓地ではない)設置に対する住民の反対を受

けて、散骨を禁止する『長沼町さわやか環境づくり条例』(平成17年3月16日条例第10号)が制定されるなど、地域住民とのトラブルも生じている。

葬送の自由をすすめる会では、遺骨を粉末にした上で、海であれば海岸でなく沖で、養魚場、養殖場をさける、山であれば会所有・借受けの「再生の森」と呼ばれる土地に撒く(その場合も1本の樹木の根元に限らず、できるだけ森の自然を生かすように山全体を使う、人家、施設などから離れ、人目につかないよう配慮、飲み水の取入口等を避ける)などの自主ルールに基づき散骨を行っており²²、ほかの散骨業者もこうした自主ルールを設けているが、法的な規制によらず、撒く者のモラルに任せていることは問題であろう。

散骨については、街中、水源地、公園など人々の日常生活に密接な関係のある場所に行くことは妥当ではないという人々が圧倒的に多数であり、公衆衛生上の問題や国民の宗教的感情上の問題からも何らかのルール作り(規制)は必要である。その際には、国が、散骨の定義、散骨が許容される区域を定める基準等を示した上で、地域の実情を踏まえ、条例による規制を行うことが適当ではなかろうか。

図4 散骨についての意識の変化



5. おわりに

(1) 今後の墓の方向性

このように、継承者を必要としない多様な墓が登場し認知度も高まっている。しかし、血縁を超えて入る合葬式の墓について「自分は希望しないが、承継者の問題など事情があ

ればやむをえない」とする人が42.9%、散骨について自分は「撒いてもらいたくない」とする人が60.7%との調査結果もある²³。また、(図3)のように「先祖の墓を守り供養するのは子孫の義務である」という意識も依然根強く残っており、意識と現実との間には乖離があるというのが実情である。

その一方で、墓についての意味合いについては、世代が若くなるほど「故人や先祖をまつ場所」としてではなく「遺骨をおさめる場所」と考える者の割合は増加していく²⁴。加えて、将来的には、家族の多様化・個人化が進み、墓の継承者不在問題が更に深刻化すると予測される。したがって、直系家族ではない「個人単位での葬送」や「合葬式の墓」が増加するとともに、樹木葬や散骨等必ずしも「墓石を必要としない」という流れも強まると考えられる²⁵。

現在、墓地埋葬法が制定されたころとは異なり、火葬率が99%となるなど、法による公衆衛生上の規制の必要性は薄くなっている。しかしながら、墓地は国民生活にとって必要とされる公共的な施設であり、墓地の永続性(安定的な経営・管理)の確保等の利用者の保護、需給バランスの確保、周辺的生活環境との調和等公共の福祉との調整は重要である²⁶。多様化する新しい形態の墓について、散骨のルール作りを進めるとともに、墓地契約時の条件明示や情報開示等契約者の期待権の保護を図ることも重要であろう。

(2)「私らしい最期」を約束する仕組みの必要性

近年、「葬送の自由」が主張されているが、墓の多様化は死についての選択肢を提供し、自己決定の助けとなる。しかし、死後に葬儀や墓の手配は言うに及ばず、戸籍抹消手続、その他諸々の後始末を自分ですることはできず、誰かの手にゆだねなくてはならないのもまた事実である。つまり、死は死者自身の問題でもあり、遺族の問題でもあり、ひいては社会の問題でもある。

かつては、「死後のことは家族に任せておけば安心」と考えられていたが、家族にゆだねることが困難となるケースはますます増えてくる。単身者に限らず、残される者が寝たきりや痴呆であるなどこれらの役割を家族に期待できないケースが増加することは必至である。友人等イザという時に頼りになる仲間作りも必要であろうし、判断能力が低下した時に備えて任意後見制度を利用したり、遺言を用意する方法もある。最近では、生前契約に基づき、家族に代わって終末医療に関する意思を代弁したり、死後に本人の意思に基づいて遺骨の引取りや納骨等の葬送の手配、遺品の整理等を行う市民団体等のサービスも登場している。葬儀については、連絡先から葬儀の規模一切を保険会社等に任せて経費の支払を済ませてしまう生前予約システムがあり、欧米では広く一般的に利用されているものの、我が国では3割程度の認知度しかない²⁷。

今、たとえ身寄りがなくとも安心して旅立つために、終末期の希望を医療機関に伝えることから死後の身辺整理までを家族に代わって行う社会サービスやシステムが求められている。こうしたサービスが高齢者福祉政策と連携して、あるいはその一環として提供されることが重要であり、これらがバラバラに存在するのではなく、これらをつなぎ支えるネットワーク(人間関係)があって初めて、死についての自己決定、自己実現が可能となる

のではなからうか。

終末期の過ごし方を含め、もはや死について語ることはタブーではなくなっている。人生の集大成には多様な選択肢が存在する。これらの情報を収集するなど「私らしい最期」を実現するために備えることは、これまでの人生を見つめ直し、残りの人生をいかに歩むかということにもつながる。本人のみならず、家族等身の回りの者にとっても後悔の念を残すことなく、納得のいく最期を迎えられるよう、葬送についての意向や希望を整理し伝えるとともに、十分に話し合うことも有意義なことであろう。少子高齢時代において、誰もが死後の安心を得られるような社会の仕組み作りが求められている。

【参考文献】

- 池邊このみ「増加する墓地需要と樹木葬による自然再生」『ニッセイ基礎研 REPORT』(2008年5月号) <<http://www.nli-research.co.jp/report/report/2008/05/repo0805-2.pdf>>
- 井上治代『墓と家族の変容』(岩波書店 2003年2月)
- 井上治代『墓をめぐる家族論』(平凡社 2000年11月)
- 岩井紀子「<墓>意識の多様化の背景」『JGSS 研究論文集〔2〕』(2003.3) <http://www.jgss.daishodai.ac.jp/japanese/5research/monographs/jgssm2pdf/jgssm2_10.pdf>
- 小谷みどり『変わるお葬式、消えるお墓』(岩波書店 2006年8月)
- 小谷みどり『こんな風に逝きたい』(講談社 2003年11月)
- 小谷みどり「葬送に対する意識」『第一生命経済研究所ライフデザインレポート』(2007.11-12)
- 小谷みどり「墓に関する意識」『第一生命経済研究所ライフデザインレポート』(2005.1)
- 小谷みどり「死に対する意識と死の恐れ」『第一生命経済研究所ライフデザインレポート』(2004.5)
- 小谷みどり「死をめぐる我が国の現状」『第一生命経済研究所ライフデザインレポート』(2003.4)
- 槇村久子『お墓と家族』(朱鷺書房 1996年6月)
- 森謙二『墓と葬送の現在』(東京堂出版 2000年6月)
- 森謙二『墓と葬送の社会史』(講談社 1993年6月)
- 山田昌弘『近代家族のゆくえ』(新曜社 1994年5月)
- 横田睦『お骨のゆくえ』(平凡社 2000年7月)
- 全国優良石材店の会『2008年版 お墓購入者アンケート調査』(2008年9月) <<http://www.info-ginza.com/zenyuseki/user/user.pdf>>
- 『都立霊園における新たな墓所の供給と管理について(答申)』平成20年2月19日(東京都公園審議会)
- 『墓地経営・管理指針等作成検討会報告書』平成12年11月17日(厚生省生活衛生局)
- 『これからの墓地等の在り方を考える懇談会報告書』平成10年6月(厚生省生活衛生局)

¹ 遺体が伝染病の発生源となったり、火葬の悪臭が問題となった。現在、都市において墓地の乱開発が進むな

ど土地問題や都市計画の視点も重要となっている。

- ² とは言うものの、我が国の伝統であると考えられている家墓が一般的になったのは明治時代以降である。土葬が一般的であった時代（江戸時代の火葬率は全国平均で約2割と推測されている）には亡くなった順に地域の共同墓に埋葬されていた。
- ³ 『日本の将来推計人口(平成18(2006)年12月中位推計)』(国立社会保障・人口問題研究所)
- ⁴ 『人口動態統計』(厚生労働省)
- ⁵ 小谷みどり「死に対する意識と死の恐れ」『第一生命経済研究所ライフデザインレポート』(2004.5)
- ⁶ 『人口動態統計』(厚生労働省)
- ⁷ 日本尊厳死協会HP <<http://www.songenshi-kyokai.com/>>
- ⁸ 「家族の個人化」という場合には、その裏に「これまで個人は家族によって抑圧されていた」というニュアンスが含まれるとの指摘もある。
- ⁹ 「家族の個人化」が進み自己実現欲求が強まる中で、男女平等・自我の意識に目覚めた女性の中には「家意識の残る家墓に夫やその両親等と入ることを否定し、生前自分の墓を求める者もいる。
- ¹⁰ 『平成17年度第4回インターネット都政モニターアンケート結果 東京都の霊園』平成18年2月(東京都)。アンケートでは、設問に対し回答は3つまで選択可。
- ¹¹ 全国の優良石材店約400社で構成される、全国優良石材店の会『2008年版 お墓購入者アンケート調査』(2008年9月)による。
- ¹² 墓地の経営者は、無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し1年以内に申し出るべき旨を官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に1年間掲示して公告し、その期間中にその申出がなかった場合につき無縁墓の改葬を行うことができる。
- ¹³ 千葉県浦安市営墓所では、使用期間30年間で契約を行い更新可能としている。
- ¹⁴ 一括して永代使用料等を払えば、継承者がいなくても安心であることから、「永代供養墓」と呼ばれることもある。その形態は様々であるが、埋葬後一定期間経過後に合葬されるものと、始めから合葬されるものがある。
- ¹⁵ 『都立霊園における新たな墓所の供給と管理について(答申)』平成20年2月(東京都公園審議会)
- ¹⁶ 榎村久子『お墓と家族』(朱鷺書房 1996年6月)192頁
- ¹⁷ 井上治代『墓をめぐる家族論』(平凡社 2000年11月)144 - 147頁
- ¹⁸ 榎村久子『お墓と家族』(朱鷺書房 1996年6月)180 - 183頁、194頁
- ¹⁹ このほかに樹木葬を行っている墓地としては、千葉県いすみ市の天徳寺、神奈川県伊勢原市の龍散寺、東京都大島町のみらい園等があり、現地見学会や説明会などを催している。
- ²⁰ NPO法人葬送の自由をすすめる会HP <<http://shizensou.net/>>。ただし、NPO法人の資格を取得したのは平成14(2002)年。
- ²¹ 東京の葬儀社など8社が出資する株式会社カズラ(隠岐郡海士町)が個人所有の島を買取った。その方法は、島を10区画に分け1区画につき1年間で100人分の散骨を行うが、以後10年間は同区画には撒かず遺骨が土に還るようにするというものである。
- ²² NPO法人葬送の自由をすすめる会HP <http://www.shizensou.net/category/kaichousitu_folder/kaicho.html>
- ²³ 小谷みどり「葬送に対する意識」『第一生命経済研究所ライフデザインレポート』(2007.11 - 12)
- ²⁴ 『現代人の死生観』(2003.7)(第一生命経済研究所)。60歳代では「故人や先祖をまつる場所」と、祭祀継承物としてお墓をとらえる者の割合が36.8%と最も高くなっている一方、50歳代、40歳代では世代が若くなるほどその割合は減少し、「遺骨をおさめる場所」と考える者が39.6%、46.7%と増加していく。
- ²⁵ ちなみに、墓石不要の例としては、本文で挙げたもののほかに、自宅に遺骨を置く「手元供養」、宗祖ゆかりの地に納骨する「本山納骨」、インターネット上の「バーチャル墓」、遺骨をカプセルなどに詰めてロケットで宇宙空間に打ち上げる「宇宙葬」、遺骨からダイヤモンド等のメモリアルストーン(人口宝石)を作りアクセサリーとして身に付ける方法など様々なものがある。従来の家墓と併用するなど葬送の方法は一つとは限らない。
- ²⁶ 『墓地経営・管理指針等作成検討会報告書』平成12年11月17日(厚生省生活衛生局)
- ²⁷ 『平成13年度流通構造等分析調査 葬儀にかかわる費用等調査報告書』平成14年3月(東京都生活文化局)によれば、生前予約システムを「知っている」29.7%、「知らない」69.0%、「無回答」1.3%となっている。